

第 25 回（仮称）市民活動推進条例検討会

日時：平成 30 年 5 月 28 日（月）18 時 30 分～21 時 00 分

場所：第 4 分庁舎 823 会議室

【議事内容】

●本日の検討内容確認

1. 条例素案について
2. 議員との意見交換会について
3. その他

●資料確認

- ・次第
- ・資料 1 条例目的の他市との比較表
- ・資料 2 条例名案について
- ・資料 3 前文について
- ・資料 4 条例素案について
- ・資料 5 第 24 回（仮称）市民活動推進条例検討会議事録

●本日の議題と資料の説明

本日の議題は、1.条例素案について、2.議員との意見交換会について、3.その他である。

● 1. 条例素案について

事務局：たたき台で特に検討が必要とされていた「目的」、「条例名」、「前文」について、事務局で案を作成した。この案をもとに、ご意見をいただきたいと思う。

資料 1 の説明をする。「目的」については、前回の検討会でもっと具体的に記載したほうがよいなどの意見をいただいたので、市民活動への参加や関心を高めること、協働についての内容を盛り込み、案を作成した。

資料 2 を説明する。「条例名」については、前回の検討会でも様々な意見をいただき、これまでの検討会でのご意見や意見交換会、団体へのヒアリング調査でも挙がっていたご意見等をもとに「つながり」をキーワードに、「市民がつながる」「将来、次世代へつなげる」をイメージできるような素案をいくつか作成した。

資料 3 を説明する。「前文」については、前回の検討会等で、条例文全体に合わせて整理が必要であるとのことであったため、条例名や目的に沿った形で文章を整理した。それぞれを検討していく上で、リンクしてくる部分もあると思うので、「目的」、「条例名」、「前文」について、これらの資料をもとに、意見をいただければと思う。

なお、資料 4 としてそれぞれの案を組み入れた条例素案のイメージを参考に配付するので、こちらも活用しながら検討していただければと思う。

前回の検討会でもお伝えしたが、6月中旬から7月中旬までパブリックコメントを実施するスケジュールになっており、本日は、パブリックコメント実施前の最後の検討会になるので、皆様からたくさんのご意見をいただきたい。

【意見交換】

委員： 前回の検討会で意見が出にくかったことを反省し、改めていろんな条例を調べてみた。

また、事務局から条例の「目的」の修正案が2つ提示されている。調査結果や修正案を見て「目的」或いは「基本理念」に盛り込むべきだと思ったことがある。1つは、意見交換会やアンケートでもご意見が出ていた「市の立ち位置や姿勢が見えるようにすること」。2つ目が「市は市民活動をどう考えているかを示す」或いは「市がきちんと市民活動を支援していくと宣言する」ことである。

この2つを盛り込むと想定して、他市の条例を改めて見てみた。鯖江市は市民主役条例なので、市民がどうやって主体的に参加していくかが中心に書かれており、鎌倉市の目指す条例の形とは少し異なる。横浜市も協働に限定した条例なので異なる。藤沢市は市民活動センターを作る為の条例。大和市は「新しい共生」という単語が全面に出されていて鎌倉市に当てはめるには違和感がある。鎌倉市の目指す形から一番近いのは茅ヶ崎市の条例である。茅ヶ崎市は条例目的を「市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、市民活動を推進するための必要な環境を整備することにより、市民活動の活性化を図り、もって協働による活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする」としており凄くシンプルである。事務局が提案されている修正案1に非常に似ている。

しかし、この修正案そのものに疑問点がある。「質の高い公共サービスの創出」という表現が引っかかる。市民活動はそれだけの為だけにあるのではない。質の高い公共サービスの創出に関わること以外の市民活動も全て含めて支援をしていく条例にするならば、茅ヶ崎市のような形がシンプルで良いと思う。その点について皆さんのご意見を伺いたい。

後、「基本理念」も大事だと思っているが、これについても茅ヶ崎市は分かりやすい。

「市民活動が豊かな地域社会の形成に果す役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする」と基本理念に明記されており、市民活動をちゃんと支援すると宣言している。市民から「市の姿勢と市民活動の位置付けが分からないので示して欲しい」とご意見を頂いているので、「市が市民活動を支援する姿勢」と「市民活動を支援する為に環境を整備する」ことの両方を条例の大事な骨子として入れ込みたい。この点についても皆さんのご意見を伺いたい。

委員： おっしゃる通りだと思う。

前回の検討会で、条文を分かりやすく書こうとして説明過多になっている為にかえって分かりにくいというご意見が出たが、全くその通りである。読む側の気持ちを図らなくてはいけない。意見交換会に2回参加したが、市民の方々は、市が市民活動を支援してくれる場合、財政支援や継続支援はされるのかとおっしゃっていた。条例から具体的な部分が見えないからだろう。また、この条例は市の実績作りなのではないかと

不信感を抱いている方もいた。そうした疑問点や不信感を解消する為にもきちんと条文を書く必要があると感じた。条例や指針にそうした点も盛り込むにしても、やはり一番はじめに目に入る「目的」や「基本理念」できちんと示すことが大切である。

委員： どう書けば市の姿勢が見えたと言えるのか。例えば資料４の３ページ目の「基本的な考え方」では市民活動を支援する旨が書かれているが、これでは不十分なのか。

委員： 「基本理念」は資料４を基に書き込んでいけば良いだろう。しかし、これを読んでも「誰が支援するのか」が分からない。「市がちゃんと支援する」と宣言していれば、市民の方々にも納得頂けるのではないか。

委員： 市が支援しないと市民活動をししないのか。

委員： 支援しないと活動しない訳ではないだろうが、市民活動をしようと思った時に市が支援するときちゃんと担保して欲しいのだろう。

委員： なるほど。受け取る側にも解釈のずれがあると感じる。担保して欲しい方もいれば、条例で固められたくない方もいるのだろう。市民の受け取り方も様々であるから、意見を全て盛り込んでいくときりがない。市民意見を聞いて項目を盛り込むよりも、市がどうしていききたいのか、どういう条例にしたいのかを盛り込んだ方が今後も上手くいくだろう。条例は作ってお終いではない。条例名についても、日本一長い名称以外でどうしたら注目してもらえるだろうかと考えている。

私が当初から一貫して申し上げているのが、市民活動する方を増やすことである。市民活動をする人を増やすことで市民活動の質が上がり、それに伴って行政サービスや支援が充実していく。市が支援すると示した上で市民活動する方を増やすよりも、市民活動というものがあると知ってもらって活動を始める方を増やしたい。そうしないと、行政の支援が無くても活動をする方は増えないだろう。市民活動をとにかく知って頂きたい。

委員： いろんな考え方があるので、どれが最も正しいのかは決め難いが、それ故に大事な所はきちんと書いて、幅広い市民活動に活かせる汎用性のある条例としたい。

委員： 要は、市民が条例を見た時に必要項目がきちんと書いてあると思える状態になっていれば良い。

委員： 市民参加を促進する観点で「目的」の修正案１では書かれている。「市民等の市民活動の参加を促し」とはっきり示されている。この一文は残すべきである。

委員： 修正案の文章で気になっている部分がある。修正案１の「市民活動の参加を促す」と、修正案２の「市民等の市民活動への感心を高め」という文章だが、「促す」や「高める」といった表現だと「市が向上させてやるのだ」という風に上から目線だと受け取られる可能性がある。

委員： 命令的に感じるということか。

委員： 命令的というよりも、市民活動は自主的に行なう活動であるが、そうではないと誤解されるのではと懸念している。鯖江市はその辺りを非常に上手く表現している。「市民と市が共にあせを流す」と抽象的な表現を用いている。一緒に取り組んでいく姿勢も見える良い表現である。市が市民活動を良くしていくというよりも、市民活動をす

る上での環境を整えさせて頂くと謳った方が良いと思う。

委員： 改めて資料をひっくり返してみて、鯖江市の市民主役条例が最適な形だと思った。第1回から9回の検討会でも市民主役条例という単語は出て来ている。鯖江市長がこちらにいらっしゃって市民主役条例の講演をされたのを聞いたが、納得する所が多く感心した。鯖江の条例名をそのままお借りしてもいいのではないかな。

委員： 内容もそっくりお借りしてはどうか。

委員： 1年ほど前に広報かまくらで「市民が主役」という特集を組んでいた。特集を組む程なのだから、この条例も市民が主役で適当だと思う。

委員： 他市の条例を丸ごとリユースすることは可能か。

委員： リユースではなく、他市の条例名からエッセンスを借りることは可能であると思う。

委員： 公表を想定して考えたい。鯖江の条例があまりにも素晴らしいので、丸ごとリユースしたと広報したら非常にキャッチーだと思う。前代未聞であるし、鯖江市の方も絶対喜んでくれるだろう。世間でも鯖江市でも話題になるだろう。

市民活動を推進する上で重要なのは今後の市役所の取り組みである。条例を作れば全てが上手くいくのではなく、この条例を土台にしてどうやって市民活動を推進していくかのリソースをきちんと取り組んでいく必要がある。リソースの内容次第で、きちんと支援されるかどうかが決まってくる。条例を読めば必要な項目が書いてあるから良いという考えも大事ではあるが、極端な話、条例の中身ではなく、その後のリソースが最も大事である。リソースが円滑に出来るようになる為には最初の条例が出来た段階でしか出来ないことがある。それが、条例が制定された際のキャンペーンである。条例が制定された段階で市民の方々にどうやって知って頂くか。そこで反感を抱く方が出てくるとしても、とにかく感心を持って頂ける方向性で進めたい。

委員： 条例は文章表現なのでどうにでも解釈が出来る。先に施策から目をつけて、取り組む施策をピックアップし、その施策をバックアップできる指針を作り、更に指針をカバーできる条例を作っていけば、取り組むべきことが網羅された表現が出来る。市民の方々は、市民の要望がきちんとこの条例でカバーされているのかと疑心暗鬼になっているが、検討会でゴールから決めていく条例作りをすれば作業をスムーズに進められ、網羅された条例ができ、市民の不信感も解決できるだろう。

委員： 指針に関する検討の時に、施策の話は結構している。

委員： その話が反映されるようにフィードバックしていけば良い。

委員： ゴールから定める方法で進めた上で、上から目線に感じられる部分は、一緒に取り組んでいく等の表現に変えたら良い。

委員： 「市民活動推進」という形では行政が乗って来ない気がする。行政側も積極的に市民へ介入していく旨をしっかりと宣言しないと、団体に予算を払ってそれで終わりとか、市民活動の担当課以外はきちんと対応してくれない等になってしまうのではないかな。行政職員も積極的に取り組むとか、市職員も市民の一員として対等に取り組む等と謳ってはいるものの、「あくまでも条例だから」と行政に逃げられてしまう気がする。横須賀市は市民活動団体と市職員が双方向で協働に取り組むと明示している。行政側か

ら協働を行なうと示している以上、行政は逃げられない。行政側が市民と徹底的に向き合うと打ち出せている。市民活動支援と協働の両輪がないと、一方通行感がある。

委員： 鎌倉の条例もはじめから市民活動支援と協働の二本立てである。

委員： それはそうだが、条例名が仮称とはいえ「市民活動推進条例」となっており協働の印象が薄い。条例名も両輪であると示すように考えなくてはならない。上から目線に見える表現も改善できれば良い。「公共サービスの創出」と書くと急に行政感が出てきてしまう。

委員： 鯖江市の市民主役条例は単体として素晴らしい。しかし、検討会で話してきたのは市民が市民活動に参加することと、市民活動をされている方々が抱えている課題をどう解決していくのかと、協働の3点である。市民主役条例のように市民が主体的に市政に参加していくことが目的とは必ずしも言えないし、そうした検討も今までできていない。従って、鯖江市の条例が鎌倉市の条例として適当とは言えない。

事務局： 市民主役条例はかなり幅が広い条例である。鯖江には市民主役条例の他にまちづくり推進条例があるが、そちらの方が検討会の検討してきた内容には近いだろう。鯖江市のまちづくり推進条例では、市の姿勢や支援方法についてははっきりと示している。その上で市民主役条例があるので、より市の姿勢の分かりやすい充実した条例になっているのだろう。鯖江市で2つの条例に分けているものを、鎌倉市で1つの条例だけで示したとしても、分かりにくいと言われてしまうかもしれない。

委員： そういう意味ではメインターゲットをどこに定めるのが大事である。ターゲットを、これから市民活動をはじめ新規参加者とするのか、鎌倉で既に活動をされている方とするのかによって書き方も変わってくるだろう。後、やはり「目的」の「公共サービスの創出」という表現は違和感がある。

委員： 条例は市民活動を初めた方を支援するものなので、条例の中身のターゲットは市民活動を既にされている方で良いと思う。条例はしっかりと作って、大々的に宣伝したい。宣伝のターゲットはこれから市民活動をされる方だと考えている。宣伝の材料は条例名等、条例作りをしている今しか決められない所なのでしっかり取り組んでいきたい。鯖江市の条例の評価が高いのは、鯖江市の市民活動が非常に上手くまわっている印象があるからだろう。条例そのものも大切だが、市民活動の新規参加者を増やす為には、これからの宣伝の方が重要である。市民活動参加者が増え、やるべき施策が出て来た時、条例とは別に臨機応変に対応できるよう指針がある。市民活動参加者が増えた後の対応は、指針のアップデートで可能だろう。

委員： 鯖江はまちづくり推進条例の後に市民主役条例ができているのか。

委員： まちづくり推進条例が平成 15 年度で、市民主役条例は平成 21 年度に制定されている。

委員： まちづくり推進条例にあたる条例がない鎌倉で、いきなり市民主役条例を制定するのはどうだろうか。

事務局： 鯖江市のまちづくり推進条例では市の役割や姿勢がきちんと謳われている。鎌倉の場合、市民活動関連の条例としては NPO センターを作る時に鎌倉市市民活動センター

条例を作っている。しかし、鎌倉市市民活動センター条例は、市民活動を支援する為に NPO センターを設置するとしか謳っていない。センター設置以外の市民活動支援に対する市の姿勢は書いていない。「市の姿勢が見えない」という市民のご意見はそういう事も含んでのご意見なのだろう。

委員：市の姿勢が見えないとは具体的にどういう話なのか。市民 1 人 1 人の中に市はこうであるべきであるという姿があって、その姿にそぐわないと市の姿勢が見えないという見解になるのではないか。

委員：市民が期待しているのはお金の支援だろう。お金を支援するとは条例では言えない。

委員：財政支援の目標を掲げてはいかがか。

委員：それも難しいだろう。

委員：市民が期待している支援は財政支援だけではないだろう。市だからできる、市でなければできないことを市民は期待している。そこを上手く文章として表現出来れば良い。

委員：市民活動団体が行う調査でも、市と協働で取り組んでいると言った方が回答を得られると聞いたことがある。

委員：鯖江市のまちづくり推進条例は、協働の方向性や市民活動団体の役割を明記している。その後制定された市民主役条例はとても幅広い内容で、故郷に関する学びの推進・ブランド創造・地産地消・地域づくり等、意外と細かく定められている。ここまで細かく定められると、市民は押し付けられるような印象を強く感じるかもしれない。鎌倉市では、市民主役条例とまちづくり推進条例それぞれの良い所を参考に、押しつけがましくない形でまとめたらどうだろうか。市民主役条例をそのまま鎌倉市で導入したら、市民が煩わしく感じるかもしれない。

委員：市と市民の関係や距離感が鯖江と鎌倉では決定的に違う。そのまま導入したら反感を買うだろう。

委員：市民としては「市は市民を社会の一員として捉え、社会の課題を解決していく上での大事なパートナーである」と言って欲しいのだろう。そういう文章を盛り込みたい。

委員：それは横須賀市では協働推進にあたる部分である。市民活動推進は市民の頑張りに任せて応援し、市民協働は市から関わらせて頂くスタンスである。やはり協働の宣言が大きくあるべきなのだろう。そうでなければ、全庁的に動いてくれるのかという不安がどうしても残ってしまう。

委員：本日は最後の会議である。決めてしまわないといけないことが沢山ある。まず、条例名から決めてはどうか。個人的には仮称の市民活動推進条例を採用したい。一番適していると思うが、仮称をそのまま条例名とするのは抵抗があるのか。皆さんのご意見を伺いたい。

委員：鯖江市の市民主役条例をそのまま導入するのも良いと思う。

委員：折角導入するならば、本当に丸ごと導入したい。

既に市民活動をされている方の市への不満をこの条例だけで解消するのは不可能だろう。それを前提に、市民活動をより充実させ、市と市民の関係をより良い方向に改善させていくのであれば、現時点で市にあまり悪い印象を持っていない方に市民活動

に参加して頂き、その人数で希釈していくしかない。市民活動をまだしていない方に参加して頂くしかない。そのターゲット層に条例を届けるには、とにかく話題にするしかない。条例の中身をちゃんとした上で、炎上しても構わないので条例名等で周知のきっかけをつくる。炎上したら、市民に市政を知って頂くきっかけを作る為の計算された仕掛けであったと説明をし、印象を 180 度変えていく。そこまでしてでも市に対する印象を変えないと、この先の市民活動や協働の推進は市としても非常に進めにくいと思う。市民から評価されることで、行政職員の市民活動へのモチベーションを上げる。条例制定が市民の抱く市への印象を変えるラストチャンスかと思う。いかに話題を作って市民活動参加者を増やし、市への印象を変えるかは、今後の市民活動にとって非常に重要である。法制の規定や審査会等、超えなくてはいけない壁は沢山あるかと思うが、話題作りに努めたい。事務局や検討会の皆さんにもそう努めて頂きたい。それが市の為にもなると思う。もし取り組んで頂けるなら、周囲の方にもお願いして全力でバックアップしていく。

委員： それぐらいの覚悟を検討会や市が持てるのか。

委員： ここが、鎌倉市の未来にとって非常に重要である。

委員： 現条例名案の「私達のまちに関心を持ち」というフレーズが良いと思っている。「市民活動推進条例」だとピンとこない市民がほとんどだろう。関心を持たなくてはという気持ちにはならないだろう。「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例」では長いのだろうか。

委員： 私は「つながる鎌倉条例」が良い。

委員： つながる鎌倉条例を略して「つなかま条例」では駄目だろうか。

事務局： 略称だけの条例は前例がない。「みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」では愛称を募って付けた。

委員： 4 文字が流行ると思う。初期の検討会でも、「つなかま」が最終候補に残っていた。

委員： 「鎌倉市の為だけの活動が市民活動ではない」等の市民意見もあった。確かにその通りだが、市民が鎌倉のためにする活動をこの条例で市民活動とするのであれば、市民が鎌倉に向けた活動のみを支援していくと示さなくてはならない。例えば、「つながる鎌倉市民行動応援条例」等のような、支援する活動を示した上で、対等に取り組んでいくと示せる条例名にし、愛称を「つなかま」にしたら良い。

市として市民活動をきちんと支援することを示しつつ、財政支援を受けるということは市民団体にも責任が発生するのだと指針で示す。市の職員や市民の活動をきちんと評価していくことをきちんと盛り込まないから、皆腐ってしまう。支援だけでなく評価も併せてきっちりやっていく。これだけの取り組みをするからには、市も本気なのだと思わせるモチベーションを見せつけていかなくてはならない。

委員： そもそも、長い条例名にしたのは、話題にしてもらう為と、条例を読んだだけで何を考えて欲しい条例かが伝わるようにする為だった。否決を受け、指摘された点について条例本文を改善した。内容はきちんとした物になったと思うし、内容で否決をされることはないのではないか。であれば、名前も妥協してしまうのは少し抵抗がある。

条例を見ただけで関心を持ってもらえて、何を考えなければいけないか伝わるものにしたい。内容はきちんとしているのだから名前は譲らなくてもいいのではないか。

委員： 意見交換会で、「団体同士のつながりが無い」とのご意見もあった。条例名に「つながる」と入れて良いと思う

委員： アンケートやヒアリングでもコーディネート力を求める声が多かった。「つながる」は入れて良いだろう。「つながる」だと主体的に関わっていくスタンスも伝わる。

委員： 市民活動に対して関心の無い方には、何と何がつながるのかの説明が必要だろう。その説明を入れる意味でも条例名は長くして構わない気がする。

委員： この条例の主旨として、今まで市民活動に参加されていない方を参加させることと、既存のボランティア団体を市との協働等で活性化しまちづくりに参加して頂くことの2つがある。

否決の原因についていろいろなご意見を頂いてきたが、実は「市民活動」という単語がネックになっている。行政言葉である他、市民活動には政治を動かすという政治的意味合いも含まれている。一般的な市民の方々には近寄りがたい雰囲気がある。私も市民活動と呼ばれる活動をしているが、自分たちの活動はボランティアだと思っている。一般市民の方に市民活動に参加して頂きたいなら、資料2の条例名案の一番下にある「ボランティア条例」が最もスムーズに受け止めて頂けると思う。しかし、この条例が既存の市民団体や協働をターゲットにするのであれば、行政言葉を使用するのも良いのではないか。

委員： 確かに。NPO 法も特定非営利活動法というのだが、元々は市民活動法とする予定であったが、同じような反対意見が寄せられて変更になったと聞いている。

委員： 国会前でのデモ等が市民活動と呼ばれている。そういうイメージを持たれてしまうと、一般市民の為に作った条例が、入口の段階で市民に受け入れられなくなってしまう。行政的な単語を使わない、政治的なイメージを持たせない為に、「ボランティア」という単語を使いたい。

委員： 前回の否決時に「市民活動」とは入っていなかった。

委員： 仮称としては「市民活動推進条例」と入っていた。それが無かったら否決にならなかったかもしれない。

委員： 市民活動や協働は行政言葉かつ古い単語なので、受け入れられにくく障害になっている。

委員： 県内の市町村のほとんどが市民活動推進条例で通っている。それがネックで通らない鎌倉は何なのだろうか。

委員： 「ボランティア条例」なら否定できない側面もあると思う。「ボランティア」は否定できないだろう。「市民活動」とすると嫌なのだろう。

委員： ボランティアを日本語に直すと何だろうか。

委員： 「奉仕」ではないか。

委員： でも市民活動は奉仕ではない。

委員： 市民活動には自主性が欠かせない。

委員： 有償の活動もある。

委員： しかし仕事ではない。有償の活動であっても生計を立てる活動ではない。

委員： この条例はどこを目指して作るのか。市民活動や災害時の対応を一緒に考えようと市民へ広く周知するのか、既存の活動団体との協働等を進めていくのか。

委員： 今は両方に向けて進めている。

委員： 市民活動は自然発生的にする活動である。自然発生的に活動目的に同意する方が集まって奉仕活動になっていくのが基本である。そうした本来の意味と異なる解釈されると困る。災害時等に、被災地に人々が集まって行われる市民活動もある。

委員： 災害時の支援はボランティアであり市民活動ではない。あくまでもイメージの話ではあるが、そこには線引きがある。

委員： 人によって捉え方が違う部分かもしれない。

委員： 今後、パッケージングして長期的に発信していけるなら条例名は造語でも良いと思う。

委員： 政治家の解釈を気にしていたら何もできない。説明的で長い名前の方が合っている気がする。

委員： 市民活動にネガティブなイメージがついているとは知らなかった。これを機に鎌倉から発信して市民活動の名前を変えていけるのであれば、長期的なプランが可能ならば、何か良い造語を作るのもありだと思う。

委員： 協働は昔から謳われている。市民活動は市民が主体だが、協働は市と市民が一緒に取り組むものである。協働も違う捉え方をされてしまうのだろうか。

委員： 協働の意味は幅広い。私も今おっしゃったシンプルな意味だけでも良いと思う。ただ、表記する漢字によっても意味が変わる言葉でもある。

委員： 造語で思い出したが、「共歩（きょうほ）」という言葉が過去の検討会で出ていた。

委員： 「共保条例」で良いのではないか。

委員： 条例の対象は鎌倉市民か。例えば助成金等の支援を受けられるのは鎌倉市民に限られるのか。

事務局： 鎌倉市に住民登録をしている方に限定はしていない。鎌倉市に在住・在学であるとか、活動拠点や事務所や事業がある場合を対象にしている。幅広い方々に市民活動に参加して頂けるように、「市民等」と大きい括りでまとめている。

委員： 市民と言われると鎌倉市に在住されている方をイメージする。

委員： 「市民等」は、鎌倉で繋がっている方という表現で良いのではないか。

委員： 人・まち・自然環境等、なんでも繋げる条例にできる。但し、やはり何がつながるかの説明は必要である。説明をしないと説明を求めるとご意見が寄せられるだろう。

委員： その場合は説明して回れば良い。条例について説明する場も設けられるし、そういうきっかけがあれば市民に来て頂けるだろう。普通の条例名ではそれが出来ない。

事務局： 資料2の事務局による条例名案は、今までの検討会で「つながる」という単語を含んだ意見がたくさん出ていたことを踏まえ、それを反映したものである。この中から選んで欲しいのではなく、この案を使って良い表現が出来ればと考えている。

委員： 市民活動にアレルギーがある方には、上3つの案はダメだろう。

委員： 「みんながつながる鎌倉条例」はどうか。主語もあるし良いと思うが。

委員： 行政センター等に条例名案を掲示して、市民投票で決めてはいけないのか。

事務局： パブリックコメントで条例名案を公開して、意見を頂くことは出来る。

委員： 鎌倉ナンバーを作る活動をした経験があるが、その時は3つくらい候補を出して市民投票で決めた。条例でも同じようには出来ないのか。

事務局： 提示した選択肢から条例名を決めなければならない。投票して頂いた以上は、投票後の条例名変更は難しいだろう。

委員： 参考意見としての投票をお願いしてはどうか。

事務局： パブリックコメントなら、選んだ理由、或いはダメな理由を意見として頂くことが出来る。前回のパブリックコメントでも条例名についてのご意見は頂いている。市民活動推進条例で良いというご意見もあった。

委員： 市民活動をしている方は市民活動推進条例で良いだろうが、どこに向けた条例にするのかで変わってくる。議会対策を考えた場合、違う方が妥当だろう。

委員： 議会ではじめに注目したのが条例名だった。

委員： 前条例名案でも、長い条例名にした理由を説明できれば大丈夫だと思うが。

委員： 議会対策の意味では、「つながる鎌倉条例」が良いかもしれない。

委員： 「つなかま」を漢字にして「繋鎌」にしたい。

委員： 「つながる鎌倉条例」で何の条例か市民の方々は分かるだろうか。

委員： 分からないだろう。

委員： 分からないかもしれないが、市政に関心のある方は話題にし易いだろう。

委員： 市民活動推進や市民協働を目的としてつながると説明した上で、「つなかま条例」なら分かる気がする。

委員： ほぼ決定ではないか。

委員： 「つながる」をキーワードに、官民でつながる、市民同士でつながる、異世代でつながる等、具体的な説明がいろいろできそうである。事例もあげられそうである。協働の説明も出来るだろう。

委員： 例えば、指針の項目が「つながる」をキーワードに必ず説明出来れば良い。指針や施策にフィードバックして説明が出来るなら良い。イメージだけで条例名を決めても、後々の指針や施策に繋がっていかない。一度、指針が「つながる」をキーワードに説明出来るか文章化してみてもどうか。

委員： つながるか、つながりか。

委員： つなげるだと強制的な感じがする。

委員： 逆に、つなげるに積極性や自主性が感じる。つなげるぞという意味を応援する条例に思える。しかし、解説して伝わるような条例名では駄目だ。パッと見て意味が伝わり、かつインパクトが必要である。

委員： 「つながる鎌倉」ではなく、「つなかま」でいきたい。

委員： 「つなかまボランティア条例」はどうか。

委員： 何がつながるのか説明が必要ないくらい分りやすい条例名が良い。

- 委員： 私は逆で、説明する余地があった方が良い。条例名だけ読んで内容が分かってしまったら、条例本文を見てももらえないと思う。説明する余地があるからこそ関心を持ってもらえる。
- 議会を通す為に指針や施策に繋がらないような条例名になってしまっただけでは何の意味も無い。
- 委員： 折角ここまで進めてきて、大きな関門を突破しようとしているのだから、議会对策はした方が良いでしょう。
- 委員： 議会の前に、議員さんに説明会を行えば良い。
- 委員： 説明の努力は惜しまない。
- 委員： 条例名の後にすぐ前文があるが、前文で「つながる」の説明はするのか。
- 委員： 前文での説明も必要だろう。前文も変えなくてはならない。
- 事務局： 資料3の前文案2では「互いにつながる」という一文がある。事務局提案の条例名案に「つながる」と入れているので、意識的に条文案にも「つながる」と入れた。市民がつながり未来につながる意味と、縦と横のつながりの意味を込めている。
- 委員： 全文を含め、条例文で「つながる」という単語をフィーチャーしていかないとイケない。
- 委員： パッと聞いた時にギョッとする条例にしたい。どういう条例なのか市民が質問してくるアクションを作りたい。
- 委員： 想像力を働かせるのが楽しい人は好意的に受け入れてくれるだろう。しかし、人によって捉え方が違うので難しい。
- 委員： いずれにせよ、前文をもっと「つながる」にフューチャーさせた文章に直すべき。
- 委員： どういう風に盛り込んだら良いだろうか。
- 委員： 行政や市民団体や市民がつながる、過去と現在と未来がつながる等を盛り込んでいく。
- 事務局： 前文案2では、前半部分が過去から今までの話、後半が今から未来の話と横のつながりの話をしている。後半には既に「つながる」と入っているのだから、前半に「つながる」と入れるとまとまるだろう。
- 委員： 前文案2はスッキリしていて良い。
- 委員： 前文は本当にこれでいいのか。意見交換会で、なぜ今になって条例を制定するのか、なぜ条例が必要なのかと沢山質問された。その疑問に答える文章を前文に盛り込んでいかないとイケない。「他市では市民活動条例が制定されているが、鎌倉には条例が無い状況にある。市民活動をされている方によって市民活動が継続され支えられてきたが、市民活動をもう一歩進めてつながっていく為に条例を制定する」くらいは書いても良いと思う。
- 委員： 今おっしゃった表現は非常に良いと思う。
- 委員： 改めて冷静に考えてみたが、「つながる」という単語は様々な物事を文字通り繋げてくれそうではあるが、条例本来の目的は「つながる」よりも「進める・広がる・役立つ・活動しやすくなる」等の方が重要ではないか。
- 委員： 広がる為にはつながらないとイケないのでは。

- 委員： 繋がることを前提に、そこから先の目的を示した方が良い。「つながる」という単語から入るのではなく、「つながる」で条例の大事なことが説明出来ると確信が持てた場合、「つながる」で進めるようにしないと、条例作りが厳しくなるだろう。
- 委員： ネットワーク以外にも様々な支援が出来ていないと市民からご意見を頂いている。その根本にはコミュニケーション不足があると考えている。この条例は、市がコミュニケーションをきちんと取ると示す条例ではないのか。
- 委員： つながるまでは市がやって、広げるのは市民ではないか。
- 委員： ここまでは支援をすると明示する。支援を断ち切ることもなるだろうが。
- 委員： 市民活動は広めるよりは広まっていく印象が強い。広めようというスタンスだと押しつけがましく感じる。
- 委員： つながるという「つながる」を囲む表記にしてはどうか。「つながる鎌倉条例」等はどうか。
- 委員： 「つながる」を指針や施策にフィードバックする際にハードルがあり過ぎて理解が得にくいのではと不安に感じているのか。
- 委員： そうではない。「つながる」で満遍なく説明が出来れば良いが、すぐわかない事例が出てきた時にどうするのかなと思った。「自分事」も条例にとって大事な観点だが、「つながる」が出て来てしまうと、物事を自分事として考えることから人との関係を考えることになってしまい、人間関係に重点が移ってしまう。どちらも大事だが、どちらが条例と市民にとって良いだろうか。条例の目的を分かりやすく市民に伝える為には、どういう説明の仕方が良いだろうか。それが「つながる」で出来るのか、適当なのかを考えている。
- 委員： 中間支援組織への相談や対応等は正に「つながる」にあたる。
- 委員： ネットワークやコンサルティングに関してはそうだろう。
- 委員： 人や団体が繋がることで事業が展開していると体感している。それが全てだと言っても良いくらいである。勿論、お金も繋がらないと活動はしていけないが、例えば予算がなくても人や市との繋がりや信用で今までやってこれたし、学ぶことも多かった。私は全て「つながり」かと思う。
- 委員： 人もお金もつながる。皆がつながる。条例名にするなら「みんなが」と付けた方が良い。
- 委員： つながっていくことで、今まで自分のこと以外は意識していなかった方が、他者や他団体のことを自分事として意識していくのではないか。例えばご近所さんが市民活動をしているのを知って、自分でも小さなことから取り組んでみようと思える等、最初の一步が踏み出せる条例にしたい。
- 委員： 他市で「人生トライアスロン金メダル基金条例」なんて条例がある。トライアスロンは全く関係なく、100歳を迎えたら金メダルが授与されるそうだ。議会も通っている。キャッチーな条例名を考えたい。
- 委員： 「つなかま」四文字では条例名にはできないのか。
- 委員： 議会は通らないだろう。

委員： 正式に条例名にならなくても、広報や目につく場所では「つなかま」しか使わないで、実質的な条例名が「つなかま」になるなら呼称でも構わない。

事務局：PR の場で呼称として使用するのは可能だろうが、条例名にするのは難しい。なぜ「つなかま」なのかと意見されるだろう。やはり、条例名は読んである程度は意味が分かる物が望ましい。

委員： 何か問題がないと話題にはならない。条例を議会に通すだけなら、市民活動推進条例でも何でも良い。

委員： 条例が通ってから呼称を PR しても、地方行政のよくある PR にしかならない。条例名にして、きっかけ作りがしたい。市民にアクションを起こして欲しい。

委員： 前回の議会で否決された理由は何であったか。

事務局：役割や責務の記載が無い、市としての市政を明確にして欲しい等が主な否決理由である。

委員： 「つながる鎌倉条例」にするのか。

委員： 「つながる」を盛り込んだ条文に改められるなら、「つながる鎌倉条例」で良いだろう。

委員： 前文の調整は事務局にお任せするのか。

委員： パブリックコメントで公開するのは、条例案だけなのか。指針案は公開しないのか。

事務局：前回は、条例案と指針案のどちらも公開している。否決を受けて指針の内容を条例に落とし込む作業をしたが、本来の手順は条例を制定してから指針を作る。条例を作ってから指針を作る手順きちんと踏む姿勢を示す意味でも、条例案だけを公開することになるだろう。

委員： であれば、前文だけではなく条例本文にも「つながる」を入れ込んでいく必要がある。

委員： パブリックコメントで条例本文の詳細まで公開するのか。

事務局：前回は表現に凄く拘りがあったので、条例本文をそのまま公開した。今回は、定義、基本的な考え方などのエッセンスを示す公開の仕方にする予定である。パブリックコメントは、骨子を公開して、その骨子について意見を頂き、回答を HP 等で公開し、頂いた意見で直せる点があれば条文に反映するのが通常である。

委員： 資料 4 のような形式でパブリックコメントとして公開するのか。

事務局：イメージ的にはそうである。文言についてはもう少し整理した形になるだろう。

委員： 指針は少し付け加える個所がある程度で、大きくは変わらないだろう。パブリックコメントの対象としてではなく、参考程度に指針を公開できないか。指針を公開しないせいで、情報を開示していない印象がつくのではと懸念している。公開できる情報はどんどん公開したい。

事務局：指針は既に公開している。条例の基となった物として指針を示すならありだろう。指針について意見を頂くのではなく、あくまでも参考資料として示す。指針だけでなく、指針を条例に盛り込んだ経緯も示したほうがよいか。

委員： 市民で手続き論的な部分を気にする方がいた。指針と経緯を公開することで出来る範囲の対応はしたのだと市民に示せるなら、公開をしたい。

事務局：なぜ条例本文ではなく指針にしたのかというご意見は確かにあった。指針の中で恒常

的な部分について条例に移したので、今まで検討してきた内容が条例に反映されているのだという説明は必要だろう。

委員： 公開してマイナスではないなら、公開すべき。

事務局：ただ、意見を頂くのは指針ではなく条例案についてのみであることはご承知おきたい。

委員： 指針は後でも変更できるのだから、指針についての意見も頂いて構わないだろう。

事務局：パブリックコメントを行なう以上、何に対しての意見を頂きたいか示さないといけない。パブリックコメントの対象は条例であり、その参考資料が指針であると示さないといけない。両方に意見を頂きたいのか、片方に意見を頂きたいのかは、はっきりしないといけない。

委員： 指針に対する意見を頂くと困るのか。

事務局：指針に対して意見を頂いても、指針策定時に検討すると回答するか、或いは回答しないことになる。指針については意見を募集しないのでそういう対応しか出来ない。

委員： それでも意見を頂くくらいなら良いのではないか。

事務局：頂く分には構わない。しかし、あくまでも条例に対するパブリックコメントであると示さなくてはならない。

委員： 参考資料としてでも指針を公開する以上は、指針に関する意見も必ず寄せられるだろう。

事務局：指針はまだ出来ていないので、今の段階ではパブリックコメントの対象としては出せない。

委員： 指針案を正式にパブリックコメントの対象とすると、今の未完成な指針案を基に指針を作っていくなくてはならなくなるのだろう。

事務局：その通りである。

委員： 指針は後から変えられるので、それでも構わないだろう。

事務局：後から変えられるからこそ、条例を組み立ててから条例に合わせて指針を変えていくのが通常の進め方なのである。

委員： 指針に託し過ぎて条例が短かったことも、前回の否決理由の1つである。条例が長くなったことを示すならば、指針を公開しないで条例の変更点をしっかり示した方が良い。指針も公開すると、またセットで出て来たと反感を買うかもしれない。未完成の状態で指針を公開してしまうのも本当は良くないだろう。

事務局：条例は何度も議論を重ね、骨子や流れがある程度出来てきた。指針は、条例に移す為に抜いた部分があるのみで改めて議論はしていない。今の段階の指針を出すのが適切かどうか。

委員： 指針と条例の両方を公開して、パブリックコメントの対象は条例とするのか。指針を公開しないと、なぜ情報公開しないのかと必ず聞かれるだろう。

事務局：指針を公開するのではなくて、今まで議論してきた内容を公開するのはいかがか。

委員： 指針を完成形として公開するのではなく、検討段階の指針として参考資料扱いで公開するのはどうか。

事務局：ここまで指針についても検討を重ねているのは事実なので、今までの検討内容を公開するのは可能である。

委員： 何にも分からないと言われるよりも、指針を公開してしまった方が良いと思うが。

委員： 基本的には広く意見を拾っていきたい。意見の材料をこちらで限定してしまうのは好ましくない。

事務局：その為に、紐づけして公開する。意見を頂くこと自体は悪いことではない。

委員： 今の検討内容で事務局にお願いして良いのか。

事務局：検討内容をまとめる為に確認がしたい。条例名は「つながる鎌倉条例」で良いのか。

委員： 仮称として公開するのか。

事務局：現在の市民活動推進条例も仮称である。「つながる鎌倉条例」と言っても伝わらない可能性があるのでは、仮称は市民活動推進条例とし、検討中の条例名として「つながる鎌倉条例」を示す。

委員： 仮称とはいえ市民活動推進条例という言葉は使わない方が適当である。

事務局：市民活動推進条例を条例名にしたい皆さんの想いはよく理解している。しかし、市民活動推進条例としないと、前回との繋がりが分からなくなってしまう。前回の否決から見直して変更された条例だと分かるようにしなくてはならない。

委員： 前回の議会では条例名をどうしていたのか。

事務局：前回の条例名案の「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例」をそのまま公開した。

委員： 今回も同様に条例名案を公開できないのか。

事務局：今回も条例名案を公開出来る。

委員： 前回の議会で否決された条例を引き継いだ条例であると示したいのだろう。

事務局：前案を引継ぎ、かつ変更を加えた条例だと示さなくてはならない。

委員： 前回のパブリックコメントでも市民活動推進条例というフレーズはあったのか。

事務局：前回のパブリックコメントでは、『「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例（素案）（（仮称）市民活動推進条例）」に対する意見公募』という載せ方をしていた。

委員： では、今回は「つながる鎌倉条例（仮称市民活動推進条例）」とするのか。

事務局：そのように考えている。過去2回のパブリックコメントを経た条例だとは示さないといいない。全くの新しい条例だと思われてはいけない。

委員： 案で良いのであれば「つなかま」の四文字で公開し、後で変更してはどうか。鯖江市の条例も相当批判があったと聞いているが、今は問題なく受け入れられている。

委員： 前案との繋がりを主張しなくてはならないならば、前回、指針が無くてよく分からないと言われていたので、条例に相応しいだろう部分は指針から条例に移したと示すべき。また、アンケートや意見交換会でご意見を頂いて条例から指針に移したことを、具体的にご意見と併せて紹介すべきである。分からないと指摘された部分については、ある程度の議論内容を示さないと、同じような指摘をされるのではないか。これだけの議論を重ねてきたのだから、情報公開をしても良いならばそのようにしたい。

事務局：出し方の問題だろう。前条例案に関してご意見を頂いて加えられた変更点については何らかの形で示した方が良い。

委員： 「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例改め、つなかま」とするのはどうか。市民活動という単語はなるべく入れたくない。

委員： 市民活動より、長い条例名の方が毛嫌いされているかもしれない。

委員： だからこそ、改めたことを示す。前条例名案よりも「つなかま」の方が良いと支持して頂けることを望む。

委員： 検討会が始まった当初に言っていたが、条例を通してどんな街づくりをしていきたいかという思いが大事である。なぜ、私達が議会対策を考えなければならないのか。

委員： おっしゃる通りである。

委員： 次第3の2「意見交換会ででた意見の取扱いについて」に関する話だが、市民意見をどうカバーしていくのか。パブリックコメントと並行して、意見交換会はワールド・カフェ形式であったので沢山のご意見を頂けたが、それらの意見に対して何らかの回答を示さなければ、やりっぱなしの印象になってしまう。パブリックコメントでも意見交換会と同じようなご意見が寄せられるだろう。先手を打つ意味でも、このようなご意見を頂いたのでこう改善したとフォローする回答をすべき。また、検討会で条例が必要な理由等をご説明したが、パブリックコメントでも同様の説明をしたい。先回りした対応をすれば、好意的なご意見も頂けるかもしれない。事情説明がきちんとなされると、否決後にきちんと改善されているのだと伝わるだろう。

事務局：パブリックコメント実施時にそういった経緯をきちんと説明する。しかし、広報では紙面の関係で説明が出来ない。ホームページ等ではきっちりと示していく。

委員： 条例に対してではなく、市に対するご要望が多かった。「意見交換会で市に対するご意見も沢山頂いたけれども、それに対しても市としてきちんと対応していこうと思っている。今回のパブリックコメントでは条例に対するご意見を承りたい。」と明示しておくべき。折角パブリックコメントを行なうならば有意義なものとしたい。市政に対して頂いたご意見を具体的に示し、同じ要望が寄せられないようにする。意見交換会の8割が市へのご要望であった印象である。

委員： 条例に関する検討はほとんどしなかった。

委員： それは、市民活動や市民協働でそれらのご要望が解決されると期待して下さっていたのか。それとも、良い機会だからとご要望をおっしゃっていたのか。

委員： 両方だろう。いずれにせよ、市民の皆さんの想いをよく理解していることと、ご意見を反映していかなければならないと考えていることはちゃんとお伝えしていくべき。

委員： 条例で市民のご要望をどれほど担保出来るのか。この点も検討が必要だろう。市が担保すると明記するのは難しいかもしれない。

事務局：地域のつながり課の管轄を超えたご要望への回答は出来ない。例えば、「市職員の異動が頻繁にあり担当者が直ぐに変わってしまい困る」というご意見が意見交換会で寄せられたが、こういったご意見にはお答えし難い。

委員： 要望そのものへの回答は出来なくても、「市民のご要望をまとめたり、市へ提示する機会をちゃんと設けたりする為の条例でもある。」と回答出来るだろう。回りくどい回答にはなるが、頂いたご意見を条例に絡めて回答する形で誠実に答えていく。

事務局： 回答は必ず条例に絡めた形になるだろう。例えば、条例には全く関係のない本庁舎移転に関するご意見には回答しかねるが、市民活動を推進する立場に立った回答は出来る可能性がある。

委員： 本当に可能か。市としてでは厳しくはないのか。検討会として回答するのはどうか。

事務局： パブリックコメントは市が実施し、市として回答する。

委員： パブリックコメントではなく、この間の意見交換会で頂いたご意見への回答を検討会として行なってはどうか。

事務局： 条例の内容がある程度決まらないと回答内容もまとまらないと思われる。

委員： こんな意見が出ましたという記録を出すのはどうか。回答ではなく事実として、条例の検討以外の意見だと示す。

委員： 回答ではなくても、条例に関する意見交換会を開催して、条例以外にも市に対してのご要望がこんなに出たという記録を公開したい。記録を見て頂ければ、皆もこれだけ市に否定的な意見を持っているのだと分かるだろう。「条例の意見交換会で市に対するご要望も沢山顶いたけれども、そうしたご要望も有り難く受け止めて対応していく。また、この条例によってそうしたご要望が解消される可能性がある。」等と返答する。回答というよりも、事実をそのまま公開する。

事務局： 回答となると難しいが、頂いたご意見の公開なら問題ない。

委員： 条例の検討以外で頂いたご意見だと明記して欲しい。条例に関すること以外の議論も沢山顶いたのだと伝わるだろう。

事務局： 意見交換会で頂いたご意見は公開する予定である。

委員： 否定的な意見が寄せられた一方で、条例に関するご意見もあった。条例に関する回答は現段階では出来ないのか。

事務局： どういったご意見があったのかの公開を優先したい。姿勢や方針の回答は条例がある程度固まってからにしたい。

委員： 普通に考えたら、意見交換会で頂いたご意見に回答してからパブリックコメントに移るのがしかるべき手順だろう。

事務局： 意見交換会で頂いたご意見を踏まえて、今の条例案があると認識している。

委員： 検討会としてはもう既に条例案は固まっていると思っている。現段階での条例案についても回答出来ないのか。また、条例が固まっていなくても回答出来るだろうご意見もある。例えば、「なぜこのタイミングで条例を制定するか」等は条例案が固まっていなくても回答出来る。こういったご意見への回答も不可能なのか。

事務局： 鎌倉市としての条例案の決定作業はこれからになる。

委員： 検討会としての回答も出来ないのか。

委員： 検討会としての回答は可能かもしれない。パブリックコメントでの回答でも、市として答える為には内部手続きと内部合意が必要。

委員： 条例が固まってなくても、検討会としての回答は出来ないのか。検討会としてこういう議論をしていて、条例に盛り込みたいと考えているといった風な回答は可能ではないか。例えば、条例制定のタイミングに関してならば、「他市では市民活動や協働に関する条例があるが鎌倉市には無く、市として何の宣言も無かった。市も市民の一員であると示し、市民活動団体と手を取り合って市民活動や協働の推進に取り組んでいく為に条例を制定する。」等のような回答なら出来るだろう。勿論、検討会の合意は必要だろうが、庁内合意よりは早く合意が得られるだろう。検討会としての回答を先行して出してはいけないのか。

委員： 今、なぜ条例が必要なのかを市は回答出来ないのか。

事務局： 市としてなぜ条例が必要なのかは既に答えている。

委員： 頂いたご意見から現時点で回答出来るもののみに、現時点での回答は出来ないのか。

委員： 今まで条例が無かったことや、条例が出来ることによるメリットや、今後の市民活動や協働を推進する為にどんな検討をしているかは、市として回答できるだろう。

事務局： その点については最初から公表している。

委員： 既に公表しているから回答しないでは、市民の信頼感をかく。そこに市と市民のコミュニケーション不全の根幹がある。公表して欲しいという声に、既に公表していると答えても、それは応えているとは言えない。再度回答すれば良いだけの話である。そういう所を一步一步変えていく主旨の条例であると私は思っていた。その条例の検討を一生懸命に取り組んできたのに、市の内部手続きの関係で出来ないと言われてしまうと、条例で何も変わらないのではと思えてくる。それこそ、市の姿勢の問題である。

委員： それこそ、市と市民が「つながる」第一歩ではないのか。

委員： 無理を通せというのではなく、出来る範囲の努力を事務局にもして頂きたいのである。一緒に取り組んでいきたい。

委員： パブリックコメントと一緒に公開するのか。

委員： パブリックコメント前の方が良いのではないかと。既に頂いた市民意見に回答しておくべき。

委員： パブリックコメントと一緒に市民のご意見と市の回答を公開するのがスマートである。

委員： 良いことをやっていても伝えないと意味がない。条例は市民に一切伝わっていない。その責任は市にあると個人的には思っている。どう伝えるかは大変重要で、半ば冗談のように申し上げてきた奇抜な条例名だってその一環として提案していた。何をやっているか発信することが非常に重要である。様々な情報が溢れている中で、こちらの発信したい情報を受け取ってもらうことがいかに難しいかは、民間と一緒に取り組んできた経験から痛感している。条例を制定すれば良いで終わってしまうようでは今後も何も変わらない。条例を制定しても何も変化しないようでは、今後の市と市民の信頼関係は何も変わらないだろう。ここがラストチャンスだと思う。本来はここで申し上げる話ではないのだが、ここで一丸となって市を変えていく、今後の市を作っていくのだという風に、事務局の皆さんには今一度真剣に考えて頂きたい。検討会のこの場こそがモデルケースになる話だと思う。事務局に対して批判的に聞こえたかもしれない

ないが批判する意図はなく、応援したい気持ちである。

委員： 意見交換会で寄せられたご意見で、現時点で回答可能なご意見はあるだろう。

事務局： 沢山ご意見を頂いているので、どう回答するのが適当だろうか。テーマごとに回答する方法で良いだろうか。

委員： テーマごとの回答で充分だろう。

事務局： 一問一答形式の回答を望んでいるのかと理解していた。ご意見に対する回答が出来ないのではない。やり方の問題である。頂いたご意見を受け止めて常に対応していく姿勢にあると上手く示しながら、条例に関する質問に対して説明を加えつつパブリックコメントを行なうことは可能である。

委員： 条例案が固まっていないから、市の方針も固まっていないということか。

事務局： あくまで条例案であるので、これからパブリックコメントによって変更となる可能性がある。そのような理解を基に全市民にご意見の募集をする。意見交換会やアンケートで市民のご意見を頂き、その上で検討してきたことも説明していく。

委員： 広報について、市と市民で意見交換会を始めたことや月一回程度で定例会議がなされたこと、それからその後の経過報告等がなぜ広報されてこなかったのか。そうした情報が途中途中で事実として発信されていれば、市民の為に考えられている条例だとも伝わっただろうし、市民からのこの条例に対する期待値も高まっていたはずである。議会に通す前に市民が支持してくれる状況にあったら、議会も否決出来なかったのではないか。

事務局： ホームページでは、議事録として毎回の会議について情報公開していた。

委員： 検討会がもう少し大規模だったら、検討会の中で広報委員を決めて、独自の広報紙を出すスタイルにしても良かった。その方がクイックな対応が出来ていただろう。

事務局： 世界遺産の関係でそのようなスタイルで取り組んでいた。市民意見としての情報発信を協議会で行っていた。

委員： そもそも、条例作りが市民を交えて行われること自体が珍しい。珍しいが故に、検討会の体制やプロセスが市民にも周知されていないと、唐突な印象を持たれてしまう。市民意見を特段に取り入れるのであれば、そうした周知は必要であったのかもしれない。市民に自分事と認識して頂きたいなら尚更である。

委員： 検討会の動向を広報課の Facebook 等で公開出来ないだろうか。今更ではあるが、やらないよりやる方が良い。パブリックコメントの前に今出来ることをなるべくやっていきたい。

委員： サイレントマジョリティへ訴えかけても、期限までに効果が中々出ないだろう。9月議会で通るように工夫していくべき。

委員： 確かにその通りだが、9月議会に向けて市民への周知を行うのではないし、周知を行なったとして結果は変わらないだろう。9月議会に通す為に本来考えていた条例の姿を曲げるようでもいけない。本来の姿を曲げるくらいなら、議会に通らない方が良い。

委員： 折角2年も取り組んできたのだから、どうにか議会を通るようにしていけないだろうか。

委員： 私は時間がかかったとしても付き合っていく覚悟がある。そもそも、今までずっと変わってこなかった市を変えていく取り組みなのだから、ある程度の悪影響があるのは当然である。無難な方向で進めても無難な結果にしかならないだろう。勇気を持って取り組みたい。

委員： 最も重要なのは、この条例が誰にとっても害にならない条例であることである。そこを納得頂けていないのが不思議である。

委員： 誤解や説明不足のせいだろう。

委員： 今まで市民活動に関心の無かった方に賛成して頂くしか方法はないだろう。

事務局： パブリックコメントでは、今まで頂いた市民のご意見や検討会の経過も含めて示す考えである。検討会の存在をもっと PR してこるべきであったと感じている。

委員： 本音を言えば、地域のつながり課だけの話ではないと思う。市職員でも条例を知らない方もいるだろう。何らかの広報がもっとしっかり出来ていれば良かった。

委員： 8月の広報かまくらには載せられないのか。

委員： もう掲載する記事は決まっているだろう。

事務局： 検討内容と市民から頂いたご意見を事務局でパブリックコメントに向けてまとめる。パブリックコメントをするにあたって手続きが必要である。手続きを進める過程で修正が入る可能性がある。検討会のご意向になるべく沿う形でまとめるので、まとめ方や内容については事務局にお任せ頂いてよろしいか。

〈一同承認〉

委員： 最近、検討会に疑問を抱いている。いつもお互いに言いたいことを言うだけで、事務局に結論を伝えていない。意見をまとめるだけでも事務局の大変な負担になっているだろう。その会議ごとに検討会としての意見をまとめる所まですべきである。事務局任せではいけない。本日の会議を見ている皆さん言いつ放しであった。委員長に取り仕切って頂いて、本日の意見をまとめるべき。検討会としての結論を出すべきである。

委員： おっしゃる通りである。

委員： 本日は条例名が決まった。

委員： 条例名は決まったが、条例名に時間を割き過ぎて決まっていない項目がある。それはこれから決めるのか。

事務局： 本日は定刻を既に過ぎており時間がないので、確認だけさせて頂きたい。前回の検討会で協議された議員との意見交換会について。

委員： 議員との意見交換会とは、誰と誰が意見交換をするのか。

事務局： 議員と検討会の皆さんとの意見交換となる。市は議会場で議員に説明するが、検討会の皆さんと議員との意見交換の場が無いので、意見交換の場を設けることとなったのである。

委員： 本日の結論はどうするのか。条例名は「つながる鎌倉条例」をベースに、できれば「つながり条例」にして頂きたい。前文も「つながる」という単語に合わせて調整をして頂く。強制的な印象を与えかねない表現も改めて頂きたい。

パブリックコメントに載せる、市民意見への回答に近い説明や、検討会の経緯の説明を考えて頂く。説明と併せて、意見交換会で頂いたご意見をそのまま公開する。

事務局：そのように整理していく。パブリックコメントでの市民意見への回答は、一問一答形式ではなくご意見をカテゴリー分けし、条例に関してのみの回答となる。何かパブリックコメントに載せたいこと等あればご連絡頂きたい。

委員：パブリックコメント前にもう一度検討会を開催出来ないだろうか。

事務局：議会とスケジュールが重なり難しい。最終案は委員の皆さんに報告する。庁内調整で修正が入る可能性があることと、時間的な問題でパブリックコメント直前のお知らせになることをご了承頂きたい。次回の検討会について、6月は議会中であるので、パブリックコメントと議員との意見交換会終了後に開催したいと考えている。日程調整はまた後日させて頂く。

委員：議員との意見交換会について、議員への周知は早めにして頂きたい。

事務局：了承した。6月議会で条例に関する報告もあるので、周知はきちんと行なう。意見交換会に参加出来ない方にもご意見があれば事務局宛にご連絡頂けるように周知していく。

本日の議論は以上とする。

以上